

議事（３）特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

1. 利用定員について

子ども・子育て支援新制度において、施設型給付を受ける施設に対し、市が利用定員を設定することになっている。

利用定員の設定は、認可定員と一致することを基本とし、就学前子どもの区分（１号から３号認定子ども）ごとに、認可定員を超えない人数で設定を行う必要がある。

なお、利用定員の設定については、「佐世保市子ども・子育て会議」にて意見聴取を行うこととなっている。

2. 令和８年度の利用定員の設定について

○３号認定子ども（保育が必要な０～２歳児）のうち、幼稚園型認定こども園における１・２歳児の利用定員設定

施設名：早岐幼稚園 所在地：佐世保市早岐２丁目２９番１７号

（現）利用定員：３５人（１号 １５人、２号 ２０人、３号 なし）

（新）利用定員：３５人（１号 １５人、２号 １５人、３号 ５人）

設定予定日：令和８年６月１日

3. 利用定員の設定理由（教育・保育の需要）について

就業形態やライフスタイルが多様化し、子育て世帯の幼児教育・保育への需要が変化していることを鑑み、利用定員設定については、下記のとおり適当と考えます。

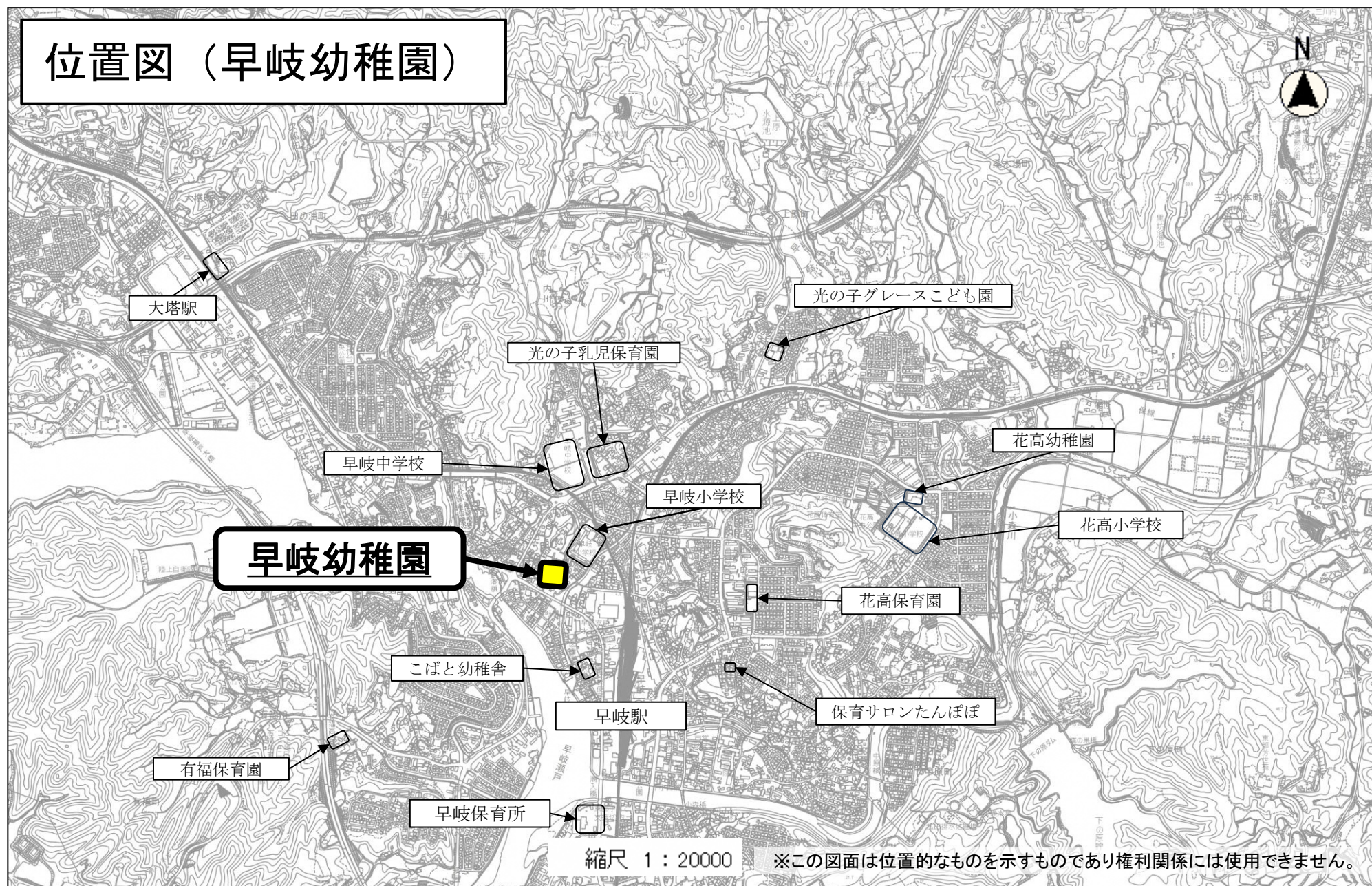
①在園児のきょうだいの受入れが可能となり、就労支援を求める保護者のニーズに合致することから、子育て世帯への支援に大きく寄与すること。

②周辺施設への影響や利用者の見込を勘案し、必要最低限の利用定員の設定になっていること。

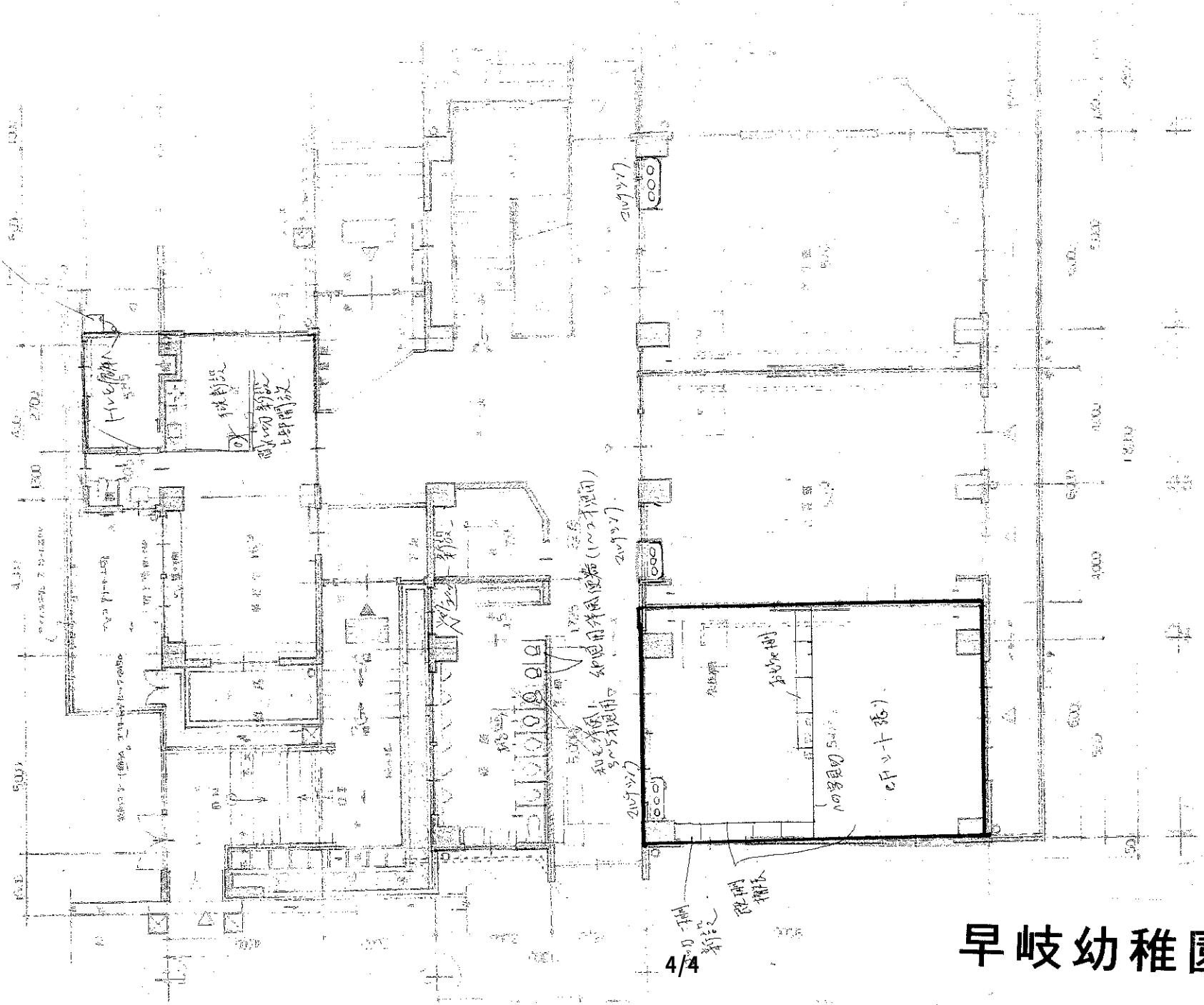
（参考）子ども・子育て会議への意見聴取の根拠法令

○子ども・子育て支援法（平成２４年８月２２日号外法律第６５号）第３１条【条文は資料５を参照】

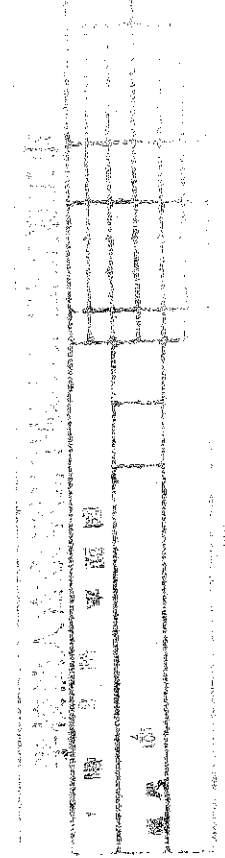
位置図（早岐幼稚園）



附設 花壇



改修後



早岐幼稚園 2階